○二本松市生活用水確保に対する補助金交付要綱

平成17年12月１日告示第41号

改正

平成27年３月25日告示第50号

令和２年３月23日告示第56号

二本松市生活用水確保に対する補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、水道未普及地域内にボーリングさく井工事により生活用水を確保しようとする者に対し、工事費等の一部を補助することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

（補助対象地域）

第２条　補助の対象地域（以下「補助対象地域」という。）は、水道法（昭和32年法律第177号）第６条第１項の規定により、給水区域の認可を受けた区域以外の二本松市全域とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、補助の対象とすることができる。

（補助対象工事）

第３条　補助の対象工事等は、補助対象地域内において、個人又は共同により使用する生活用水を確保するため行うボーリングによるさく井工事及び当該工事に必要な付帯工事（以下「ボーリングさく井工事等」という。）のうち、次に掲げるものとする。ただし、電気工事は、除くものとする。

（１）　ボーリング工事等

（２）　取水管工事

（３）　ポンプ設置工事

（４）　給水管工事（敷地内配管工事を除く。）

（５）　貯水タンク設置工事

（６）　水質検査

（補助対象者）

第４条　補助の対象者は、補助対象地域内において、自らが居住し、又は居住するために前条に規定する工事を行う者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）　市の区域内に住所を有していない者（補助事業完了後に当該住宅に転居し、かつ、当該井戸を維持管理しようとする者を除く。）

（2）　市税を滞納している者

（3）　その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、個人利用のボーリングさく井工事等にあっては、第３条に規定する工事等費用の２分の１以内の額とし、70万円を限度とする。また、共同利用のボーリングさく井工事等にあっては、当該費用の４分の３以内の額とし、１戸当たり100万円を限度とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、生活用水確保に対する補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）　設置場所の案内図

（2）　ボーリングさく井工事等に要する工事費の見積書の写し

（3）　納税証明書（課税がない者は、課税証明書又は滞納がない旨を説明した理由書等）

（4）　土地使用承諾書（第２号様式）（共同利用の場合又は他人の土地に給水施設を設置する場合に限る。）

（5）　代表者選任届兼誓約書（第３号様式）（共同利用の場合に限る。）

（6）　その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第７条　補助金の交付の決定を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、生活用水確保に対する補助金実績報告書（第４号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1）　ボーリングさく井工事等に要した工事費の領収書の写し

（2）　揚水検査証明書

（3）　水質検査結果書

（4）　ボーリングさく井工事等の写真

（5）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第８条　前２条に定めるもののほか、補助金の交付については、二本松市補助金等交付規則（平成

17年二本松市規則第37号）の定めるところによる。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成17年12月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、合併前の岩代町生活用水確保に対する補助金交付要綱（平成17年岩代町告示第14号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成27年３月25日告示第50号）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月23日告示第56号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。